

# 17 世紀における パリ外国宣教会の編成原理

坂 野 正 則

## 序

1658 年にローマ教皇アレクサンデル 7 世は、4 名のフランス人司祭を使徒座代理区長 (vicarius apostolicus: 以後代理区長と略述) に指名し、彼らをフランス領カナダ植民地とアジア地域とに派遣することを決定する。その後、1660 年代初頭に、この四代理区長、彼らと養成経験を共有する同輩聖職者、ならびに代理区長に随行した宣教師を中心に組織された宣教団体が、本稿で分析対象とするパリ外国宣教会 (La Société des Missions Étrangères de Paris: 以後宣教会と略述) である<sup>1)</sup>。ところで、宣教地での活動を管理する代理区長およびパリにおける本部神学校の役職者は全員フランス人であったため、この組織はフランス王国内部の宗教団体と認識されてきた。しかし、その構成はより複雑な性格を持つ。すなわち宣教会は、フランス国内の司教区や修道院組織とは異なる特殊な類型に属する。なぜなら、この団体に所属する聖職者が主な活動の対象とするのは、フランス内部の司牧活動ではなく、非ヨーロッパ世界での宣教活動だからである。実際、この組織は、ローマ教皇から任命される代理区長とフランス国王から認可されるパリ本部神学校をその内部に含む複合的な形態をなす。さらに創立期の組織は一般に流動的な性格を持つ。したがって、活動初期の宣教会はフランス内部に閉じられた静態的組織体としては存立しえず、フランス王国・ローマ教皇庁・宣教地

---

1) パリ外国宣教会の歴史に関する基本的な概説は、J. Guennou, *Missions étrangères de Paris*, Paris, 1986.

の三者の連関の中で形成される<sup>2)</sup>。

しかし、これまでの宣教会に関する諸研究は、17-18世紀に関する研究が19世紀に比べ相対的に少ないことに加え、この時期を扱う既存の研究は非ヨーロッパ世界における宣教師の活動に視野を限定している。またこの団体の組織についても、パリ本部と宣教地との関係を含め、主に宣教の実践的側面から論じられ、カナダ植民地からアジア地域までの広域的宣教空間の中で組織の全体像を提示した研究は行われてこなかった<sup>3)</sup>。したがって本稿の課題は、宣教師団による活動の分析ではなく、形成期にあたる17世紀の宣教団体内部における編成原理の解明にあり、聖職者についてもこの視角から論じる。そこで本稿は三部構成とし、まず宣教会に外部から与えられた法的諸条件を確認し、次に団体内部からこの組織の骨格を示す「会則」(Règlement)を分析し、最後に宣教会の主要部門に配置された聖職者の特徴を考察する。

あらかじめ本稿で用いる主な史料を紹介するならば、まずパリ本部神学校の設立に関する王令・文書類で、これは宣教会の文書館専門職であったA・ロネが校訂・刊行した「パリ本部神学校設立王書」や「サン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院長による設立確認証書」を中心に論じる<sup>4)</sup>。次に「会則」については、宣教会の文書館に保管されている1700年に起草された文書を用いる<sup>5)</sup>。最後に会員に

2) 宣教会の形成とローマ教皇庁布教聖省との関係については以下の文献を参照。坂野正則「17世紀中葉におけるカトリック宣教戦略の再編—パリ外国宣教会と亡命スコットランド人聖職者—」『史学雑誌』第120編第10号、2011年、59-84頁。

3) 17-18世紀におけるパリ外国宣教会について、A. Forest, *Les missionnaires français au Tonkin et au Siam (XVII<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècles) : analyse comparée d'un relatif succès et d'un total échec*, 3 tomes, Paris, 1998; C. Marin, *Le rôle des missionnaires français en Cochinchine aux XVII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1999; F. Mantienne, *Les relations politiques et commerciales entre la France et la péninsule Indochinoise (XVII<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 2001; Id., *Les relations politiques et commerciales entre la France et la péninsule Indochinoise (XVIII<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 2004.

4) これらの文書は、ロネの編纂・校訂した史料集に含まれる。

A. Launay (dir.), *Documents historiques relatifs à la Société des Missions étrangères*, Vannes, 1905. 特に、*Ibid.*, pp. 324-327; pp. 329-332.

5) Archives des Missions Étrangères de Paris (以後A.M.E.P.と略記), vol. 200, pp. 247-282. «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

については、G・ムセとB・アパヴが宣教会文書館で収集・整理した情報をまとめた『パリ外国宣教会会員目録 1658-2004』を用いる<sup>6)</sup>。特にパリ本部神学校の理事については、フランス国立文書館に保管されている「[[本部] 神学校の主要な売買に関する帳簿」と題される史料からH・シが作成した理事の一覧を参照する<sup>7)</sup>。

## I. 宣教会設立の外部的諸条件

まず宣教会はフランスの修道会において司祭会 (compagnies de prêtre) と呼ばれる組織類型に属する<sup>8)</sup>。この司祭会とは、その組織に対し裁治権を有する大司教や司教の認可の下で設立され、単式誓願と無誓願の会から構成される<sup>9)</sup>。前者は終生誓願ではなく有期で定期的に更新可能な私誓願を立願することが求められる一方、後者は一切誓願を立てることは求められない。17世紀フランスで新たに誕生した司祭会の多くが後者に属する<sup>10)</sup>。成立期の宣教会においても、単式誓願を目指すランベル・ド・ラ・モトと無誓願を主張するフランソワ・パリュと

6) 17世紀の会員について、Moussay/Appavou, *Répertoire des membres de la Société des Missions Étrangères 1659-2004*, Paris, 2004, pp. 49-66. ただし、カナダ植民地へ渡航した宣教師について、この資料の情報は不十分である。したがって、以下の文献を補足的に用いる。H. Provost, *Le Séminaire de Québec: documents et biographies*, Québec, 1964.

7) Archives Nationales M203, «Le Registre contenant les principales choses du Séminaire», in: H. Sy, *La Société des Missions Étrangères: La Fondation du Séminaire (1663-1700)*, Paris, 2000, p. 187.

8) トレント公会議とその後のカトリック対抗宗教改革において、修道会改革は重要な一翼を担う。この改革運動の結果、フランスには在俗女子修道会や司祭会が新たに誕生する。R. Taveneaux, *Le catholicisme dans la France classique, 1610-1715*, tome I, Paris, 1994, pp. 70-84.

9) タヴノは単式誓願と無誓願を区別せず、共に司祭会の範疇に含める。他方R・ルモワヌは、単式誓願修道会 (congrégations à vœux simples) と無誓願修道会 (Sociétés de vie commune sans vœux) を区別する。Ibid., p. 79; R. Lemoine, *Le monde des religieux*, Histoire du droit et des Institutions de l'Église en Occident, tome XV: L'Époque moderne 1563-1789, Paris, 1976, p. 163.

10) 17世紀のフランスで設立された単式誓願修道会は、ジャン・バティスト・ド・ラ・サルによるキリスト教学校修士会 (La Congrégation des Frères des écoles chrétiennes) のみで、この修道会の会員は全員司祭ではなく修道士である。Ibid., p. 164, no. 6.

の間で議論がなされた結果、宣教会の組織形態は無誓願の司祭会に落ち着く<sup>11)</sup>。確かにこの形態では、特定の長上にあたる修道院長・修道会総長やフランス国内の教区長（大司教・司教）への従属を宣誓するよう求められないため、宣教会が国内で一つの共同体として団結して海外宣教への準備を行い、宣教地では代理区長の裁治権の下に従属して現地住民への宣教活動や聖職者の養成に従事するのに適している。しかし宣教会には、通常の司祭会に見られない特殊な性格も存在する。それは一般に司祭会では、各構成員にあたる教区司祭はフランス王国内部の司教が持つ裁治権の下に置かれる。他方、宣教会はパリ本部神学校に所属する聖職者と宣教地の使徒座代理区に属する宣教師とから構成される。したがって前者はフランス・カトリック教会の裁治権の下に置かれるが、後者は代理区長による裁治権の管轄下にある。すなわち、宣教会はその組織自身に、フランス教区組織の論理とローマ教皇庁の国際戦略を内包している。

そこで、宣教会独自の組織的特徴を成立期に作られた文書類から考察したい。

まず代理区長は、宣教地へ出発する際に、名義司教職と代理区長職を兼任する。教会制度において、代理区長は教皇に直属する位階に位置づけられ、その管轄区域である代理区では、その区域内で活動する宣教師全体に対して裁治権を有する。

ところで近世フランスでは、1516年のポローニャ政教条約以降、国内の大司教と司教の叙任権は実質上国王に存在した<sup>12)</sup>。しかしながら、宣教地に派遣されるフランス人代理区長は、この原則から除外される。すなわち、彼らの任命に際して、教皇勅書が事前に国王に示されることもなく、また国王が彼らを指名する開封王書も発布されなかった。しかし、1663年7月に国王ルイ14世が発布したパリ本部神学校設立認可の開封王書には、非ヨーロッパ世界への海外宣教のために、国王が仲介者となって、ローマ教皇のために、司教をヌヴェル・フランス、

---

11) *Ibid.*, pp. 174-175. 無誓願司祭会では、誓願として宣立しない内容を会員が守るべき規則とすることがある。例えば、宣教会では清貧の誓願を宣立することは義務付けられないが、会員が私有財産を持つことは禁じられている。

12) ポローニャ政教条約について、大里律子「1516年のポローニャの政教条約とその歴史的意義」『西洋史学論集』35号、1997年、21-39頁。

ベルシア、トンキン、中国、コシヤンシンに派遣する、と記される<sup>13)</sup>。以上の事実は、法制上国王が代理区長の任命に関与することは無かったが、代理区長が宣教地に派遣される際に彼らを支援することは国王の「篤信王」(le roi très chrétien) としての責務と認識されていたことを示す<sup>14)</sup>。その中で唯一、国王が実施した特許は、宣教地に派遣された代理区長への「外国人財産没収」適用の免除であった<sup>15)</sup>。

次にパリ本部神学校の法的地位は、1663年のパリ本部神学校設立王書により定められる。この文書の中には、神学校が国王から認められた権利・機能・不動産の所有が含まれる。まず、神学校の正式名称として、「外国にいる異教徒をカトリックに改宗させる活動のための神学校」(Le Séminaire pour la conversion des Infidèles dans les pays étrangers) が与えられる<sup>16)</sup>。次に、国王はカトリックの海外宣教を支援するために、「非常に危険を伴う渡航と靈魂の改宗のために非常に信仰篤く献身的な企てのための資金」を保障する<sup>17)</sup>。さらに神学校の不動産所有権が保護される。宣教会が本部神学校の施設を整備した場所には、1644年以降、バビロン司教ベルナル・ド・サント＝テレズの所有する土地と家屋が存在し、彼はそれを用いて海外派遣の宣教師を養成する神学校を計画したが挫折した。そこで、1663年5月に売買契約が成立し、ベルナル・ド・サント＝テレズは、この土地と家屋を含む彼の財産を宣教会に譲渡し、その代償として、彼は自分自身の使用している建物の用益権と3000リーヴルの終身手当を受け取る。この売買契約の内容も1663年7月の開封王書の中で追認され、パリ本部神学校は、「サン＝ジェルマン城外区のバック通りとラ・フレネ通りに面した敷地と建造物」に

13) Launay (dir.), *Documents historiques*, p. 324.

14) 例えば、カナダ植民地への代理区長派遣では、国王はローマの布教聖省と植民地への裁治権を有するルアン大司教との軋轢を仲介する役割を担う。その具体的な経緯については以下を参照。坂野「17世紀ヌヴェル・フランスにおける植民地建設とカトリシズム」『史学雑誌』第113編第8号、2004年、56-58頁。

15) 代理区長への「外国人財産没収」適用の免除について以下を参照。同上「17世紀中葉におけるカトリック宣教戦略の再編」、70頁。

16) Launay (dir.), *Documents historiques*, p. 327.

17) *Ibid.*, p. 324.

設けられることが規定された<sup>18)</sup>。ところで、この文書では、パリ本部神学校の役割に関する規定も書かれている。その中で本部神学校は、「聖職者・聖職志願者、および宣教活動にとって有益であり發揮すべき能力も持っている」と判断された世俗信徒が、学業・教養・言語、そして彼らの宣教に必要な知識を学ぶ場」と定義される<sup>19)</sup>。すなわち、この神学校は単に宣教師になることを目指す若い聖職志願者に宗教的修養を積む場所を提供するだけでなく、世俗信徒を含むより広い範囲の宣教活動に従事する人々に実学を含めた知識を提供する施設になることを求められた。

最後に宗教的次元に属するパリ本部神学校に対する裁治権ならびに小教区との諸合意を考察する。その前提として、この神学校の空間的特性を理解しなければならない。

パリ本部神学校は、開封王書の文言に登場するサン＝ジェルマン城外区に立地する。この城外区は、宗教的に特異な性格を与えられた地区で、その起源は中世に遡る。すなわちサン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院は、6世紀に建立されたパリ地域最古の修道院で、パリ左岸西方の市壁外に位置する。そしてこの修道院は13世紀以降世俗裁判権を有する一方、聖界の次元では、12世紀以来、教皇から特別な地位を認められ、パリ司教の権威から独立して裁治権を行使する<sup>20)</sup>。したがって、この城外区はそれ以降、この大修道院の聖俗領主権の下に置かれることとなる。他方、16世紀にはフランス改革派信徒の定着が見られる。1555年9月に、この城外区のプレ・オ・クレルにパリ周辺で初のフランス改革派教会の礼拝場所が設けられ、1559年にはそこで信仰宣言を作成するための第一回全国教会会議 (le premier synode national) が開催される。そして、この地区は「小

---

18) *Ibid.*, pp. 324-325.

19) *Ibid.*, p. 325.

20) 高澤紀恵『近世パリに生きる ソシアビリテと秩序』(岩波書店, 2008年), 49頁。

ジュネーヴ」と呼ばれ、パリ改革派信徒の一つの拠点に成長する<sup>21)</sup>。その後、宗教戦争の時期にカトリック同盟によるパリ占領を経験し、17 世紀に入ると、この城外区は、宗教的境域にある空間として急速なカトリック再建運動が展開される。1604 年にフランスに復帰したイエズス会は、1610 年にイエズス会修練院 (Le Noviciat de Jésuites) を建設し、聖職者の養成に取り組む一方、この施設はマリア信心会 (la congrégation mariale) を中心に信徒による愛徳活動の拠点となる<sup>22)</sup>。また 1612 年に、この城外区の東端にリュクサンブル宮が造営されたのを契機として、この地区が主に貴族や富裕市民層の居住地として整備が始まり、歴代王妃の庇護の下に複数の救護院、男子・女子修道院や修練院が建設される<sup>23)</sup>。他方、この地区は教会組織の管轄ではサン＝シュルピス小教区の区域と一致し、1640 年代から主任司祭ジャン＝ジャック・オリエの下で、小教区司牧の刷新運動が進められる。つまり、宣教会の形成過程にはフランス篤信家運動が影響を及ぼしたが、パリ本部神学校の立地がそれを象徴する。

パリ外国宣教会の本部神学校は王国政府から公認を受けた後、この神学校に対する領主権と裁治権を持つサン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院に「教権と神学

21) この場所は、例外的にパリ大学とサン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院の二つの領主権に属する「境界」地であった。したがって改革派信徒が秘密裏に定着できた。M. Foisil, «L'Époque moderne, XVI<sup>e</sup> et XVII<sup>e</sup> siècles», in: B. Plongeron (dir.), *Le diocèse de Paris : Des origines à la Révolution*, Paris, 1987, pp.218-219; C. Houzard, «La communauté protestante de Saint-Germain-des-Prés (1635-1640)», *Bulletin de la Société de l'histoire du protestantisme français*, vol. 142, 1996, p. 391.

22) 坂野正則・山本妙子「17 世紀パリにおける篤信家ネットワークの編成—聖体会と貴顕信心会を中心に—」『クリオ』第 21 号, 2007 年, 71 頁。

23) マリ・ド・メディシスは、フランスへのカルメル会の導入に貢献し、1611 年にはサン＝ジェルマン城外区のモベル広場にその修道院を設置する。また、慈恵救護院の同城外区への設立にも尽力する。他方、フランソワ・ド・サルとジャンヌ・ド・シャンタルにより創始された聖母訪問会の修道院は 1673 年にこの城外区に設立されたが、それはルイ 14 世の王妃マリ・テズの庇護による。王族以外にも民間人、とりわけ聖体会会員の主導により 1634 年に設置された施設が、不治病者救護院である。他方、宣教会が立地するバック通りは、その沿道にジャコバン修道院やカルメル会修道院も建設されたため、一種の「門前町」の様相を呈する。それゆえ、宣教会の本部神学校建設は、この城外区における宗教施設造営の動きの一環と解釈できる。Foisil, *op. cit.*, pp. 230-234; Jean-François Dubost, *Marie de Médicis: La reine dévoilée*, Paris, 2009, pp. 211-217.

校の統制についての規則」に関する申し立てを行なう。この申し立てに対する応答にあたる文書が、1663年10月に宣教会に与えられた「サン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院長による設立確認証書」である<sup>24)</sup>。その中で、はじめに大修道院長であるヴェルヌイユ公アンリ・ド・ブルボンは、宣教会とバビロン司教との間で交わされた売買契約を「承認し、確認し、[その内容に]同意する<sup>25)</sup>。」次に、本部神学校の構成員から選ばれた長上の指導の下で、組織を統制するために必要な規約を定めて活動することが求められる。最後に、設置を承認するための具体的な条件が提示される。まずこの神学校は、サン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院および司教代理の権能を有する小修道院長に従属しなければならず、その裁治権の下に置かれる。次に司教代理はこの神学校への訪問を行い、組織の世俗財産の収支報告の内容を聞き、その報告書を受け取る。つづいて宣教地に出発する宣教師は、サン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院もしくは上記の司教代理から所属する修道院を変更するための許可と本人の素行に関する保証を受けなければならないとされ、もしこの大修道院側の承認が得られない場合、その宣教師は説教・公教要理・告解をはじめとする秘跡を實踐できないとされた。最後に、この神学校の敷地内部に聖体を安置した聖堂を造営し、その聖堂には聖家族という名前を付けることが求められた。以上の宗教上の規定はサン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院のもつ裁治権を法的根拠として定められたが、それに加え、大修道院は領主として領主地代を要求する。この史料の中では金額は明示されていないが、神学校が所有する家屋と土地の償却、サンス地代の納入が規定される。また、所属小教区への上納金として、エキュ銀貨で年1ソルをサン＝シュルピス小教区に取めることとされた<sup>26)</sup>。

「設立確認証書」の史料を校訂したロネは、サン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院による上記の設置条件は、宣教会の組織に対する過度な介入と解釈する。なぜなら、この本部神学校は大修道院とは別組織にあたる宣教会の一部であり、大

24) Guennou, *op. cit.*, pp. 107-108.

25) Launay (dir.), *Documents historiques*, p. 331.

26) *Ibid.*, pp. 331-332.

修道院の統括する修道院ではないからである<sup>27)</sup>。しかし史料から確認できる点は、大修道院が文書上で規定を求めたことのみであり、実際に行われる制度の運用と一致するとは限らない。

ところが1660年代後半には大修道院の宣教会に対する宗教的影響力は相対的に低下する。なぜなら、1668年にサン＝ジェルマン城外区に対して大修道院が保持してきた裁治権がパリ大司教区に移譲されたからである。ここで移譲の経緯をまとめる。ルイ14世は、フランスのカトリック教会内部における司教の権力を強めることで、王権の影響力を宗教的次元で拡大しようと努め、パリ大司教アルダン・ド・ペレフィスは、その国王の戦略を自らが管轄する大司教区で実現しようと計画する。それゆえ、大司教は、パリ市の城外区に存在するサン＝ジェルマン＝デ＝ブレ大修道院の裁治権を自らの大司教区の管轄下に統合すべきと考えてきた。しかし、1622年からサン＝ジェルマン＝デ＝ブレ大修道院の受託大修道院長を務めるアンリ4世の嫡出子アンリ・ド・ブルボンの存在が、この計画の障害となる。とりわけ、1661年の国王親政以前の時期には、宰相マザランやパリ大司教であった枢機卿ジャン＝フランソワ・ポール・ド・ゴンディは、彼の有力な支援者であった。しかし、国王親政以後は有力な保護者もおらず、1668年に国王はアンリ・ド・ブルボンに大修道院長職を辞任し、大法官ピエール・セギエの娘であるシャルロット・セギエとの結婚を命じる。修道士による抵抗活動も若干見られたが、1668年9月に大修道院は、修道院組織内部を除く城外区における裁治権をパリ大司教区に移譲することに合意する。この事態に伴い、宣教会の本部神学校は、パリ大司教区の裁治権に従属することとなる<sup>28)</sup>。

カトリック教会では一般に修道院に居住する司祭が秘跡を実行する場合、その修道院が所在する小教区の主任司祭との間で合意がなされる必要がある。宣教会

27) *Ibid.*, p. 332.

28) M. Ultee, *The Abbey of St. Germain des Prés in the Seventeenth Century*, New Haven/London, 1981, pp. 176-180; J. Nagle, «Présidial et justice seigneuriale au XVII<sup>e</sup> siècle : Le Châtelet contre Saint-Germain-des-Prés», *Les Cahiers du Centre de Recherches Historiques*, 27, 2001, p. 10, [En ligne], URL : <http://ccrh.revues.org/index1153.html>. Consulté le 11 décembre 2011.

も例外ではない。本部神学校には、理事や役職者をはじめ複数の司祭が居住し、司祭以外には、寄宿・学習する神学生、門番・料理人・パン焼職人をはじめ、神学校に関わる職業に従業する人々、神学校で隠修生活を送る世俗信徒、あるいは短期滞在者も存在したため、主日のミサや葬儀・埋葬に関する合意をサン＝シュルピス小教区の主任司祭と取り決める必要があった。この合意は17世紀の間に二回なされ、まず1666年5月に第一回の合意が、サン＝シュルピス小教区主任司祭ラギエ・ド・プセと宣教会理事との間でかわされ、そこにはボシュエも同席した<sup>29)</sup>。そして、この合意は1663年10月に確認されたサン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院の裁治権の内容を補完する性格をもつ。まず確認されたのが、この神学校で生活する聖職者とこの神学校に住込みで働くあらゆる人々が、小教区の義務に属することであり、短期で神学校に滞在する者もこの例外ではないとされた。また、聖職者は、神学校の敷地内部に一ヶ所だけ聖堂を持つことが許され、そこは年に二日のみ一般信徒に開放される<sup>30)</sup>。次に、カトリックの秘跡の中で、悔悛の秘跡・復活祭の聖体拝領・臨終の聖体拝領・病者の塗油の四つに関しては、宣教会理事の司祭が神学校内の聖職者、神学生、信徒に与えることができると確認された。ただし、その条件として、毎年、本部神学校は、聖職者1名を復活祭の祝日にサン＝シュルピス小教区教会へ派遣し、金貨1エキュの負担金と復活祭の燈明代を支払うこととされた<sup>31)</sup>。さらに、埋葬に関して、宣教会会員である聖職者と神学生は、神学校の司祭と小教区の主任司祭によって埋葬され、場合によっては、神学校の聖職者2名が助祭を務める。もし主任司祭が来られない場合、神学校校長が司式を行う。次に、神学校で働く人々は、他の小教区に埋葬されることも認められる。さらに、神学校で隠修生活を営む信徒や一時的な滞在者を含む神学校関係者以外で本部神学校の聖堂に埋葬される人々については、小教区に

29) 1666年の合意文書は以下を参照。Sy, *op. cit.*, pp. 48-50.

30) この二日間以外にも、この神学校に居住・滞在していない聖職者や信徒でも限られた範囲でミサに参加し、聖体拝領を受け、告解を行うことが許された。

31) 実際、1667年・1668年・1669年の復活祭には5リーヴル14ソル、1672年には2年分として11リーヴル8ソルがサン＝シュルピス小教区へ収められたと記録されている。*Ibid.*, p. 49.

依頼して主任司祭や彼の下にいる司祭を派遣してもらい、通常の埋葬儀礼を執り行ってもらうことが適当とされた。

宣教会の本部神学校に対する裁治権がサン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院からパリ大司教区に移動した後の 1686 年 5 月の第二回の合意は、サン＝シュルピス小教区主任司祭クロード・ボテユ・ド・ラ・バルモンディエルと宣教会理事との間でなされた<sup>32)</sup>。この合意では、第一回の合意についての言及は見当たらず、1663 年のサン＝ジェルマン＝デ＝プレ大修道院による「設立確認証書」の内容に立ち戻り、サン＝シュルピス小教区の主任司祭が、本部神学校に居住するあらゆる人々に対して秘跡を与える権限を有すると確認している。より具体的な秘跡の実行に関して、サン＝シュルピス小教区と宣教会の本部神学校とは「友情と団結をもって」(d'amitié et d'union) 結びついているとした上で、以下のことが認められる。すなわち臨終の聖体拝領と病者の塗油に関しては、本部神学校の聖堂の中で秘跡を行うことができる。また、神学校の中で亡くなり、その聖堂に埋葬される場合、小教区主任司祭が不在でも宣教会の聖職者により埋葬することが許される。さらに一般信徒について、もし他の小教区出身者であるが、この神学校の聖堂に埋葬されることを希望する場合には、宣教会の聖職者により埋葬されることが認められる。また、サン＝シュルピス小教区の信徒でこの神学校内部の聖堂に埋葬される場合、その遺体は小教区の司祭により神学校に運ばれ、そこで主任司祭あるいはその代理の司祭による司式で葬儀が執り行われる<sup>33)</sup>。しかし、宣教会の理事や役職者が亡くなった場合には、主任司祭による司式が必要である。

以上の検討から公的文書に含まれる三つの特徴を見出すことができる。第一は、宣教会に対する裁治権は単一ではない。つまりパリ本部神学校内部に対する裁治権と宣教地で活動する宣教師の従属する裁治権は異なる。第二に、法的原則とは別の次元に国王による代理区長の保護政策が存在する。第三に、本部神学校は裁治権者から一定の独立性を保ち、それは神学校内部での秘跡の授与や葬儀・埋葬条件の緩和として表現される。特にこの特徴は 1660 年代後半に本部神学校の裁

32) 1686 年合意について、A.M.E.P., vol. 10, pp. 15-19.

33) その際、神学校校長も共同司式するのが望ましいとされた。

治権がパリ大司教区に移動した後に確認できる。

## II. 宣教会の組織体制—17世紀『会則』の分析から—

ここでの課題は、組織の内部史料である「会則」の分析を通じて、組織の全体像を把握することである。まず宣教会は、会則に基づき活動を開始したのではなく、組織の整備と会則の準備が同時進行で進められたことを確認する。一般に1667年以降会則の文案が検討し始められたと考えられるが、本格的な文案の検討が行われたのは1680年代に入ってからである。例えば、1683年に理事エティエンヌ・パリュは西トンキン代理区長ジャック・ド・ブルジュと東トンキン代理区長フランソワ・デディエに宛てた書簡の中で、宣教会の執行部は、本部神学校およびシャムとケベックの神学校の運営のために、永続性のある会則を作成中との報告を行う<sup>34)</sup>。

結局、1700年に会則が初めて完成する。この時に起草された会則は、14章から構成されており、各章は複数の条項に分けられている。この会則の内容は、第1章に置かれた宣教活動の目的に関する記述が1968年に至るまで変更されなかったのを除き、他の部分はしばしば改変された。特に、1716年の会則改定はそれ以降の宣教会の方針にとって重要であるが<sup>35)</sup>、本項の課題は17世紀の宣教会における組織の構造を解明することにあるため、この1700年に起草された会則の内容を中心に分析する<sup>36)</sup>。また、この会則の起草に先立って1680年代に作成されたパリ本部神学校会則計画（以下、会則計画と略記）について、特に組織に関する条文を補足的に用いる<sup>37)</sup>。ところで、会則の内容が、そのまま組織の現実を示すわけではない。とりわけ神学校を含む設置前後の施設については注意を払う必要がある。とはいえ、会則は1700年に完成したため、それ以前の宣教会の組織構

---

34) A.M.E.P., vol. 9, p. 31.

35) Guenneu, *op. cit.*, pp. 211-213.

36) 1700年の会則について以下を参照。A.M.E.P., vol. 169, pp. 247-282. «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

37) A.M.E.P., vol. 8, p. 213. «Projet de Règlement pour le Séminaire des Missions-Étrangères établi à Paris».

成を一定程度会則に反映させることが可能であったと考えられ、したがって会則史料を参照することで、17 世紀における宣教会の組織を解明できると考えられる。

宣教会は、大きく三つの組織体から構成され、第一は、パリ本部神学校 (Séminaire des Missions Étrangères de Paris; Séminaire de Paris)、第二は代理区長と宣教師から構成される現地の宣教共同体 (les Missions)、第三は、それら二つを結びつける通信連絡館 (la maison de correspondance) である。なお 1680 年度の会則計画では、会員を結びつけるのは愛徳の精神であり、あらゆる神学校と「インド」(アジア地域) とカナダの代理区長・司教 (ケベック)・宣教師は、パリ本部神学校と同一の団体を構成するとされた<sup>38)</sup>。

まずパリ本部神学校は、宣教師の養成機関であると同時に、宣教会全体を統括する組織でもあるため、その構成員には聖職者と信徒の双方が含まれる。その主な構成は、理事 (directeurs)・役職者 (officiers)<sup>39)</sup>・宣教師 (神学生) (missionnaires (Séminaristes))・連携会員 (associés/attachés au Séminaire)<sup>40)</sup>・奉公人 (domestiques) である。理事が宣教会全体の運営や方針を決定する一方、他の構成員は、本部神学校内部の仕事に従事する。ところで、宣教会には修道会総長 (le supérieur général) は存在しなかったため、理事と各宣教共同体 (中国・トンキン・コシャンシン・シャム・カナダ) から派遣された代理区代表 (directeurs procureurs) による集団指導体制であった<sup>41)</sup>。この代理区代表は、各宣教共同体内部で代理区長 (宣教共同体の長上) とその共同体を構成する宣教師が多数決の審議で選出し、パリの本部神学校に派遣された 1 名の宣教師である。

38) Art. 2, art. 27 et art. 30 du «Projet de Règlement».

39) 役職者は、1 名の校長 (un supérieur), 1 名の補佐 (un assistant) (1677 年以降は第二補佐職が追加)、会計 (un procureur) で構成される。Sy, *op. cit.*, p. 187.

40) 制度上の明確な定義は存在しないが、会則計画の第 9 条では次のように定義される、すなわち連携会員は私有財産を保持できるが、その財産や自分の収入は役職者の了解を得なければ使用できない。具体的な人物誌は本稿の III を参照。Art. 9 du «Projet de Règlement».

41) Launay, *Histoire Générale de la Société des Missions Étrangères*, tome I, Paris, 1894, p. 415.

現地で各宣教共同体を束ねる代理区長は宣教会理事の機能を有しているため、代理区代表は本部における全体の意思決定では、この代理区長の機能を代執行するが、各宣教共同体は代理区代表を、多数決の審議で自由に任命・解任できる<sup>42)</sup>。

1700年の会則では、本部神学校に滞在する聖職者と信徒の素行には触れられていないが、1680年代の会則計画によると、聖職者であれ信徒であれ、いかなる立場で本部神学校に滞在するにせよ、「独身で、思慮分別があり、性格は良好で、素行も良く、誠実な暮らしを営んでいる」ことが求められた<sup>43)</sup>。

本部神学校の機能は主に三つ存在する。第一はフランス人を主体とするヨーロッパ人宣教師の養成および宣教地に存在する神学校全体の指導と管理である。「会則」における宣教会の神学校構想は後で検討するが、ここでは、各神学校はそれぞれ個別の規則を持つが、大神学校 (les grands séminaires) と一般小神学校 (les petits Séminaires universels) はパリ本部神学校と同一の団体を構成し、その管理権はパリ本部神学校にあるが、宣教地小神学校 (les petits séminaires particuliers) の管理権は代理区長にあることのみを確認する<sup>44)</sup>。第二の機能は、宣教地間の連絡・調整役、特に重要な任務はヨーロッパから非ヨーロッパ世界に派遣する宣教師の選定である。第三は、宣教会全体の資金の管理である<sup>45)</sup>。

次に各宣教共同体についてであるが、この聖職者共同体は、フランス人代理区長と彼の裁治権に属する宣教師から構成される。代理区長は、パリ本部神学校の理事を兼任することでパリ本部と宣教地は組織として結合される。代理区長が宣教地に不在の場合、代理区長が任命した代理区長補佐 (provinciaire) がその宣教

42) 宣教共同体がパリに宣教師を派遣できない場合、特別な代行機能が理事の一人に与えられる。Art. 6 du Chapitre 4 du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

43) 聖職者は、副助祭以上の聖品を備えていなければならず、1年間の試行期間の後に3カ月の修練期が設けられた。他方、信徒の条件は30歳以上の独身であることだが、聖職者と同様に1年間の試行期間の後に、6カ月の修練期が存在した。Art. 20, art. 21, art. 22, et art. 23 du «Projet de Règlement».

44) Art.1 et art. 6 du Chapitre 9 du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

45) パリ本部神学校は、宣教地での活動資金に充てるため、不動産の寄進と遺贈を受け取る権利、そしてヨーロッパ内部で宣教資金を保持する権利を有する。Art. 1 du Chapitre 4 du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

地で宣教師の長上 (supérieur) として聖務を担う<sup>46)</sup>。他方、宣教師とは、通常はパリ本部神学校により認められた司祭で、代理区長をはじめとする宣教地の長上の下で、聖職者の養成・異教徒のカトリックへの改宗・非キリスト教から改宗した新キリスト教徒の霊的指導・宣教事業の運営全般に従事する。また、各宣教共同体には会計と書記を配置することが義務付けられた。これは、パリ本部が資金と情報を管理するための措置である。

1663年にフランス本国のパリとカナダ植民地のケベックでパリ外国宣教会の神学校が開設され、フランス王国内での聖職者の養成は始まったが、フランス王国外、特にアジア地域で、現地住民の中から聖職者を養成するために神学校を設立することは、宣教会による宣教活動の主要な柱に位置付けられる。その結果、1664年のアユタヤ教会会議においても、神学校の開設が議論され、まず神学校をシャム王国に設置することが決められた。

ところで1700年の『会則』の中には、宣教会がどのように神学校を整備するかの骨子が示される。宣教会の計画では、フランス人を主体とするヨーロッパ人宣教師を養成するために、パリ本部神学校の他に宣教地に大神学校 (les grands séminaires) を設置する一方、現地住民から聖職者を養成するために、各宣教共同体に宣教地小神学校を配置する。さらに通信連絡館では個別の宣教地から離れて教育を受けるために、一般小神学校を準備する<sup>47)</sup>。まず宣教地小神学校では、代理区長もしくは宣教地の長上がこの小神学校の校長を任命し、そこで教える教

46) 各宣教地の代理区長もしくは代理区長補佐が欠員となった場合、その裁治権に従属していた宣教師は、3年に1度選挙を行い、多数決で長上を選ぶ。2名しか宣教師の存在しない宣教地では、3年毎に交代で長上を務める。Art. 13 du Chapitre 4 du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

47) 宣教地小神学校であれ、一般小神学校であれ、原則的には宣教地の現地住民しか受け入れない。なぜなら宣教会の宣教資金は、聖職者を養成しなければならない地域で生まれた子供にのみ適応できるとされたからである。ヨーロッパ人や宣教会の活動する宣教地以外で生まれた現地住民の場合、以下の三条件を満たす必要がある。(1) その学校の管理者 (代理区長あるいはパリ本部神学校) と校長が入学志願者の性質・性格・習俗をよく吟味すること。(2) その入学志願者が将来宣教活動に尽力することが確信でき、それが本人の親の信用で保証されること。(3) 学校側に全く負担をかけずに十分な寄宿費を払えること。Art. 8 du Chapitre 9 du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

師を宣教師の中から選出し、適切な数の教師をこの小神学校に配置する。生徒の規模については、その宣教地出身の10名から12名程度が想定されており、ラテン語の習得と良き習俗の形成を目指すと同時に、小神学校共通の教育計画に基づく古典学・哲学・神学・ラテン語の教育が行われる<sup>48)</sup>。他方、一般小神学校では、教育の目的と内容は宣教地小神学校で企画されたものと変わらないが、特に現地で聖職者を養成するのが困難な場合、各宣教共同体から送られてきた生徒を教育する<sup>49)</sup>。

最後に検討するのが通信連絡館である。この施設はアジア地域にのみ設置されたが、代理区長をはじめとする各宣教共同体には所属せず、パリ本部神学校の管理下に置かれた。通信連絡館は館長と2名の補佐から構成される。館長は、この施設の外部との連絡や折衝を行い、「[宣教会に関わる]あらゆる必要な関係を維持するよう努めなければならない。例えば、この館の訪問者への対応、様々な宣教地、パリ本部、あるいは宣教師が渡航するのに有益な役割を果たすあらゆる民族の人々との各種の書簡や送金の処理を行う。同時に、彼[館長]は送付書簡や受領書簡の記録簿を作成し、最も重要な案件については覚書の形に要約し、少なくともその写しは保管する。さらに館内の司祭を集めて信心業の会を主宰する<sup>50)</sup>」。これに対し、第一補佐は施設内部の規律を管理する。彼は規則の履行状況を監視し、館内の司祭を集めて教義に関する会を主宰する。また、通信連絡館を訪問した宣教師の霊的指導も引き受ける。第二補佐は会計を担当し、宣教地と通信連絡館双方の収入と支出を会計簿で管理する<sup>51)</sup>。そして、資金管理と情報の収集・整理に加え、通信連絡館の重要な任務は、宣教師の配置と神学校の運営である。まず前者については、ヨーロッパから非ヨーロッパ世界へ派遣される宣教

48) Art. 3, art. 4, art. 6, art. 7, et art. 11 du Chapitre IX du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

49) 一般小神学校の校長と教師は、各生徒の出身宣教共同体の長上に、毎年報告書を提出して、生徒の学習の進捗状況、健康状態、学校の運営状況などを伝えなければならない。Art. 12 du Chapitre IX du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

50) Art. 3 du Chapitre X du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

51) Art. 2, art. 4, et art. 5 du Chapitre X du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

師の選出はパリ本部神学校が行うが、非ヨーロッパ世界内部での具体的な宣教地への配置は、通信連絡館で決定される<sup>52)</sup>。次に一般神学校について、この神学校はまずシヤムのアユタヤで設立されたが、1700年の「会則」では、この学校の教育と管理を通信連絡館の代理として、シヤム代理区長が担当することが望ましいとされる<sup>53)</sup>。

宣教会は、パリ本部神学校・各宣教共同体・通信連絡館の三者を柱に、宣教師や聖職者を配置したが、これらの諸機関にローマ代理人 (procureur de Rome) を加えると、この宣教団体の資金と情報 (報告書・書簡) のネットワークを見出すことができる。

まず、宣教資金は、全てパリ本部神学校で管理され、そこから各機関に支給される。そのため、パリ本部では、三年ごとに無記名投票で1名の出納係を選任し、特別な授与・寄進を含むあらゆる収入と宣教活動支援のためのあらゆる支出を帳簿で管理する<sup>54)</sup>。パリ外国宣教会の全収入のうち宣教資金への配分率はパリ本部で決定されるが、資金それ自身は通信連絡館を経由して現地へ配分が行われる。1700年の「会則」の中で決定されている金額は、代理区長が年間600リーヴル、代理区長が不在の場合、宣教共同体の長上が年間500リーヴルである。他方、各宣教師には年間300リーヴル支給される。もし「会則」に記載された額と異なる支給を行う場合、パリ本部神学校の許可が必要であった。そして、各宣教共同体の会計を担当する宣教師が行う宣教資金の収支報告は、通信連絡館でとりまとめられ、パリ本部神学校に報告される。通信連絡館は宣教活動に関わる留保資金として6,000リーヴルを貯蓄し、それ以外に施設維持費として年間1,000リーヴルがパリ本部神学校から支給される。また、ローマ代理人への支給額は年間1,000

52) Art. 10 et art. 12 du Chapitre X du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

53) Art. 13 du Chapitre IX du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

54) パリ本部神学校の会計帳簿に記載されるべき収入として、定期金と固定収入、年間の特別授与、相続財産収入と代理区長および宣教師の聖職禄収入、遺贈と短期滞在者からの滞在費が挙げられる。Art. 2 et art. 4 du Chapitre XI du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

リーヴルか1,200リーヴルで、宣教会の聖職者がローマに滞在するときには、その他に600リーヴルがローマ代理人に支給される<sup>55)</sup>。

パリ本部神学校から各機関へ支給された宣教資金の流れに対応する形で、書簡を通じた情報網が形成される。ヨーロッパと宣教地との間でやり取りされる文書は、写しを取って少なくとも3つの経路で送付されることになっていた<sup>56)</sup>。宣教会では、パリ本部神学校・通信連絡館・各宣教共同体に、書記が最低1名任命され、彼らは年次報告記録を作成する<sup>57)</sup>。また、各宣教共同体・通信連絡館・ローマ代理人は毎年パリ本部に宛て報告書を送らなければならない<sup>58)</sup>。その結果、各機関から集められた重要な書類は、全てパリ本部神学校に保管される。ところで、各機関の年間報告書以外にも、代理区長や宣教地の長上からパリ本部に宣教方針を問い合わせる公的書簡から、宣教師による活動の覚書、さらには宣教師が故国の親族に送付する私的書簡に至るまで、複数の種類の覚書や書簡は、まず現地からパリの本部神学校に送付される。なぜなら、パリ本部がその内容の全てを把握するためである。そして、パリ本部で一度開封され、記録されてから、各宛先に送付される。さらに、ローマ教皇の裁治権に直属する代理区長により書かれた書

55) 宣教資金の配分と宣教師の現地派遣は一体として検討される問題であり、通信連絡館は3名の役職者の合議と多数決でこの問題を一括して処理した上で、パリ本部に報告しなければならない。また、通信連絡館からパリ本部神学校に対してなされる宣教資金の収支報告には、その内容として、フランスから各宣教地に向けて支給された資金の収支報告、留保資金からの臨時的収支に関する報告、通信連絡館に関わる収支報告、留保資金の現状に関する記載がなされ、館長と第一補佐の署名入りでパリ本部神学校に提出される。

Art. 6, art. 7, et art. 10 du Chapitre X, et art. 3, art. 9, art. 10, art. 11, et art. 12 du Chapitre XII du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

56) Art. 1 et art. 2 du Chapitre XIV du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

57) 各宣教共同体の報告記録には、各教会の教勢（信徒の人数）、一年間の洗礼者数、洗礼以外の秘跡授与数、新たに到着した宣教師とその職務について、聖職者への志願者についてなどが記録された。Art. 6 du Chapitre XIV du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

58) 各機関からパリに送られた報告書には、一年間に記録された報告記録の抜粋、受け取った全ての書簡の告示、返信の内容、各機関の現在の状況が記される。Art. 4 du Chapitre XIV du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

簡もこの例外には当たらない。本来、代理区長は直接ローマ教皇や布教聖省に宣教活動の進展状況を報告し、新たな宣教方針を提案できる。しかしながら、1700年「会則」は、代理区長が直接ローマと交渉を持つことを慎むよう勧め、「ヨーロッパの諸状況は非常に多くの場合、宣教地と異なるため」、パリ本部の理事やローマ代理人がローマと交渉することが適切であるとした<sup>59)</sup>。

以上、1700年「会則」を中心に組織の分析を行なった結果、宣教会全体の構造の特徴を把握することができた。第一に、この宣教団体内部で宣教地に派遣された代理区長がパリ本部における理事の権限を持ち、代理区代表を本部神学校に派遣することで、全体として一体性を保つ。第二に、この宣教団体では、パリ本部神学校・通信連絡館・宣教共同体の三者を基本的な軸として、人事・資金・情報（報告書・書簡）のネットワークが構築された。第三に、パリ本部神学校は宣教会の通信連絡館や宣教共同体と比較して、より強い指導力を保持している。なぜなら、本部神学校は情報と資金を管理し、宣教活動では理事の意向が代理区長より優越するからである。

### Ⅲ. 聖職者と組織の展開

ここでの課題は、公的文書ではなく人物を通じて組織の特徴を把握することである。したがって、まず宣教会の主要人事を代理区長・パリ本部神学校・通信連絡館・大神学校・ローマ代理人に分類して整理した後に、宣教会の中心拠点である本部神学校に集う聖職者と神学生の人物像を考察する。

1658年から1660年にかけて4名のフランス人司祭がカナダ・コシヤンシン・南京（中国）・トンキンの代理区長に任命された。カナダ植民地では1674年に代理区長フランソワ・ド・ラヴェルがケベック司教に就任し、フランス国内の司教区と同様の教区組織が整備される一方、アジアの宣教空間では、宣教活動が本格的に始動するに伴い、1670年代から代理区が増設される。1673年にルイ・ラノがシャムの代理区長に任命され、1679年にはフランソワ・パリュが中国宣教に

59) Art. 8 et art. 9 du Chapitre XIV du «Le Règlement de la Société des Missions Étrangères».

専念するためにトンキン代理区長を退任すると、この代理区は二つに分割され、ジャック・ド・ブルジュは西トンキン、フランソワ・デディエは東トンキンの代理区長に任命される<sup>60)</sup>。

中国では、1680年代後半に新たな代理区設置が始まる。まず1687年に、ジャン・パンは浙江・江西代理区長に任命され、1687年に福建代理区長に任命されたシャルル・メグロは、1684年に亡くなったフランソワ・パリュの後継者である。さらに、アルトゥス・ド・リオヌは1696年に四川代理区長に任命され、フィルベル・ル・ブランは司教位階を持たず雲南代理区長に任命されるが、この事例は例外に属する<sup>61)</sup>。さらに1691年に初の非ヨーロッパ人代理区長が誕生する。それは、1679年に亡くなったランベル・ド・ラ・モトの後継者としてコシャンシン代理区長に就任したフランソワ・ペレスである<sup>62)</sup>。ところで17世紀末には雲南の事例と反対に、名義司教位階を持ちながら代理区長の補佐を務める聖職者もアジア宣教で登場する。彼らは主に宣教師の迫害が激化し、代理区長による教会管理が及びにくい地域に派遣された。例えば、1697年にシャルル・ラベは名義司教位階を持つコシャンシン代理区長補佐に、エム・ベロは西トンキンの代理区長補佐に、ピエール・フェルはシャム代理区長補佐にそれぞれ指名される。しかし、この制度はうまく機能しない。というのもラベの場合、現地住民の中から初めて代理区長に就任したペレスとの軋轢を懸念し、彼の補佐職就任は1704年まで延期され、フェルの場合、教皇による任命の教書が届く前に彼自身が死去する<sup>63)</sup>。17世紀最後に代理区長職に任命されたのは、シャムでルイ・シャンピオン・ド・シセである<sup>64)</sup>。

以上のように代理区長の任命と代理区の増設に伴い、宣教会の活動範囲は拡大

60) Moussay (dir.), *Les Missions Étrangères en Asie et dans l'océan Indien*, Paris, 2007, p. 189.

61) *Ibid.*, pp. 50-52.

62) 彼はマニラ出身の父とシャム出身の母から生まれ、アユタヤの神学校で聖職者として養成された。Guennou, *op. cit.*, pp. 150-151.

63) Moussay/Appavou, *op. cit.*, p. 59; p. 61.

64) Moussay (dir.), *Les Missions Étrangères en Asie et dans l'océan Indien*, p. 174.

し、17 世紀には、現在の地域名と国名で表記すれば、ケベック、タイ、ベトナム、カンボジア<sup>65)</sup>、ミャンマー、ジャワ島、中国南部に渡る。

宣教師の派遣とフランス本国におけるパリ本部神学校の整備は同時に進められる。1663 年にパリ本部神学校が開設されると、その年から翌年にかけて宣教会の各宣教地の代表者がパリで理事候補者を選任し、その中から 6 名の聖職者が理事に就任する。すなわち、ミシェル・ガジル、アルマン・ポワトゥヴァン、ヴァンサン・ド・ムル、リュック・フェルマネル、フランソワ・ブザル、ニコラ・ランベルである。理事の初期構成員は 6 名であるが、1668 年以降その人数は拡大する。また 1664 年 6 月に開かれたパリ本部神学校の総会において、ロデス司教ルイ・アベリが臨席する中<sup>66)</sup>、本部神学校の役職者が理事の中から選ばれる。校長にヴァンサン・ド・ムル、補佐にフランソワ・ブザル、会計にリュック・フェルマネルが就任する<sup>67)</sup>。

次に、アジア宣教でパリ本部神学校と宣教地の代理区を結びつけた通信連絡館の形成について検討する。1670 年代前半に、フランソワ・パリュは宣教師のアジアにおける宣教地を割り当て、各宣教地に活動資金を配分するために宣教地総代理 (*procureur général*) の称号を持つ宣教師を長上とする通信連絡館を複数配置する構想を立てる。これを実現するために、1672 年にクロド・ゲムを宣教地総代理に任命しジャワ島のバンテンに派遣すると同時に、シャムのアユタヤで既に宣教活動に従事していたルイ・シュブリユもこの職に任命する。この二つの場所には選ばれた理由がある。バンテンはジャワ島とスマトラ島を隔てるスダグ海峡の交通の要衝に立地する商業港であり、中国、中東、インドからの商船が寄航し、オランダ・イギリス・フランスの東インド会社の商館が設置されていた。実際、ゲムの建設した館はバンテンのフランス東インド会社の商館長で聖体会会

65) カンボジアは 1852 年までベトナムのコシャンシン代理区に含まれる。

66) ルイ・アベリは、1668 年に出版されたヴァンサン・ド・ポールに関する伝記の著者であるが、聖体会会員の篤信家である。A. Tallon, «Prière et charité dans la Compagnie du Saint-Sacrement (1629-1667)», *Histoire, économie, et société*, 10-3, 1991, p. 335.

67) Sy, *op. cit.*, pp. 181-187.

員であった商人ジャン＝バティスト・ド・ギユランによる支援で維持された<sup>68)</sup>。他方、アユタヤはコシャンシン・トンキン・中国方面へ出発する宣教師の集積地であると同時に、大神学校が設置され、宣教師が宣教地の言語を習得し、神学の教育を完成させる場所でもある。ところで、1677年にシュブルイユはこの職を退いたため、ゲムがバンテンからアユタヤに移動して、彼の職務を引き継ぐ。そして、ゲムがシャム王国大使を伴いフランスに帰国する時には、ピエール・デュシェスガがその職を継承したが1680年末に大神学校の校長に就任したため宣教地総代理を辞職する。

ところで、バンテンでゲムの後継者として宣教地総代理に就任したピエール・ジェフラル・ド・レスピネはバンテンにあるフランス東インド会社の商館が在地権力により排除された後、1684年にインド北西部グジャラート地方のスラトに移り、そこで1687年まで職務を果たす。シャムとスラトの総代理職を合併・継承する形で、1688年にボンディシェリのガブリエル・ドラヴィニユが総代理に就任し、現地住民の篤信家による寄進で通信連絡館が建設される。このボンディシェリ通信連絡館において、ドラヴィニユは10年間館長を務め、その職はジャン・テシエ・ド・ケラレに引き継がれる。この施設自身は1795年まで存続する<sup>69)</sup>。他方、ボンディシェリ通信連絡館が成立する2年前の1685年に、中国の広東地方とその周辺での宣教活動に対応するために広東通信連絡館が設置され、ルイ・ケムネ (1685-1690)、ニコラ・シャルモ (1690-1695)、ジャン・バセ (1695-1702) が総代理を務める。この広東通信連絡館は1732年まで続く<sup>70)</sup>。

アユタヤの神学校 (Collège général) は1664年のアユタヤ教会会議でその設

68) ジャン＝バティスト・ド・ギユランについては以下を参照。C. Guillot, «Un marchand français à Java au XVII<sup>e</sup> s. Jean-Baptiste de Guilhen, 1634-1709», *Archipel*, no. 45, 1997, pp. 111-152.

69) É. Guihur, «Pondichéry, une procure de la Société des Missions Étrangères de Paris-1684-1776», in : Le Bouëdec/Nicolas (dir.), *Le Goût de l'Inde*, Port-Louis/ Rennes, 2008, pp. 106-108.

70) バンテンについて、Moussay (dir.), *Les Missions Étrangères en Asie et dans l'océan Indien*, pp. 101-102. アユタヤについて、Moussay/Appavou, *op. cit.*, p. 50; p. 58; p. 602. インドについて、*Ibid.*, p. 601; Moussay (dir.), *Les Missions Étrangères en Asie et dans l'océan Indien*, p. 87. 中国について、Moussay/Appavou, *op. cit.*, p. 599.

置が決められた<sup>71)</sup>。具体的な創立過程としては<sup>72)</sup>、まず 1665 年のランベル・ド・ラ・モトによる設立の要請がシャム国王ファ・ナライに聞き入れられ、国王が宣教会にアユタヤ市内のメナン川沿いの土地を与え、その翌年以降、宣教師と生徒の生活が教室と聖堂を備えた施設で始まる。この神学校は守護聖人の名前から聖ヨセフ神学校と呼ばれ、ルイ・ラノがこの神学校の校長となる。1670 年代前半に、この神学校は大神学校と小神学校に分けられ、前者では、司祭叙階を受けて間もないヨーロッパ人宣教師が現地の聖職者や神学生に神学や聖職を教え、ここには、マカオ副助祭、6 名のコシャンシン出身の下級聖職者、1 名の聖職者を含む 28 名の生徒が在籍しており、後者は現地の改宗住民の子弟に読み書きを教える学校で 3 つのクラスから構成され、第一はトンキンあるいはコシャンシン出身者、第二は中国・日本・マレー半島・インド・ポルトガルなど複数の地域出身者、第三はシャム人に割り当てられた。そして、これらのクラスの生徒の中から聖職志願者を見出すことも神学校の重要な役割であった<sup>73)</sup>。1673 年にルイ・ラノがシャム代理区長に任命された後、彼の神学校長職を引き継いだのは、ピエール・ラングロワである。彼が校長在職中の 1678 年に布教聖省は、1,200 エキュの更新可能な給付金をこの神学校に与える。さらに、1680 年にラングロワがコンシャンシン宣教に出発すると、神学校の運営はピエール・デュシェヌに任される。この年、増加する生徒数に対応してより広い設備を確保するため、代理区長ラノは、神学校をアユタヤ近郊のマハラムに移す。この新たな神学校はサン・サンジュ神学校と名づけられ、聖ヨセフ神学校と同様に大神学校と小神学校から構成された。他方、聖ヨセフ神学校はヨーロッパから渡航してくる宣教師専用の養成機関とし

71) 宣教会における Collège の用語は、近世フランス社会における「中等学校」の意味ではなく、むしろ神学校 séminaire あるいは大神学校と小神学校を含んだ教育施設を指す。

72) アユタヤ神学校について以下を参照。Guennou, *op. cit.*, pp. 149-159; B. Patary, «Le Collège général de Penang (1808-1963)», in : Launay/ Moussay (dir.), *Les Missions étrangères : Trois siècles et demi d'histoire et d'aventure en Asie*, Paris, 2008, pp. 327-329.

73) 現地住民の女子教育を行なうために、ランベル・ド・ラ・モトは十字架愛好者会 (les Amantes de la Croix) を設立する。

て維持された。しかし、シャム王国政府はマハラムの神学校がアユタヤに戻ることを望み、新たにアユタヤ市内の建物と69名分の給費を準備した。その結果、再び神学校は聖ヨセフ神学校に統合され、大神学校22名、小神学校47名の学生数で再開する。とはいえ、この神学校の運営は1688年のシャム王朝内部の国王暗殺と政情不安の中で頓挫する。これ以後、シャム王国内部でカトリック宣教活動への迫害が強まり、一旦退避していた代理区長や宣教師が帰還し、神学校の運営が再開されたのは1695年以後である。しかし、神学校の運営は、1686年以前に回帰し、アユタヤ市内の聖ヨセフ神学校とマハラムのサン・サンジュ神学校が並存された。この時期に神学校の長上を務めたのが、アレクサンドル・ポケであり、彼は最初の神学校の規約を起草し、哲学と神学の教育水準を高める。しかし、シャム王国内部の混乱に伴い、宣教師は逮捕され、生徒は離散する一方、フランス人支援者による資金の調達が困難になる。さらにアントワヌ・パスコヤアレクサンドル・ポケをはじめとする神学校教員を務める宣教師の一部にデカルト主義者やジャンセニストの嫌疑がかけられ、彼らは本国に帰還させられた。その結果、18世紀初頭に一時神学校は閉鎖される。しかし、1710年代に再開され1760年までマハラムで聖職者の養成を続ける<sup>74)</sup>。

カナダ植民地のケベック神学校は、パリ本部神学校が設立される直前の1663年4月に設立される。当初国王の認可で設立されたケベック神学校であったが、1665年1月にパリ本部神学校とケベック神学校は合同協定を結ぶ<sup>75)</sup>。すなわち、この二つの神学校は同一の会則と規範の下に置かれ、ケベック神学校の校長はカナダ代理区長（後にケベック司教）の了承を得て、宣教会の理事により任命される。そして宣教会がフランスからケベック神学校に派遣される宣教師を選び、パリ本部神学校にはケベック神学校代表が継続して派遣された<sup>76)</sup>。そして、1665年

74) その後ビルマ人によるシャム王国への侵攻により神学校の活動は再び中断するが、1771年にインドのボンディシェリ南方のヴィランパトナムに移設される。

75) Launay (dir.), *Documents historiques*, pp. 156-161.

76) Archives du Séminaire de Québec, Séminaire 2, no. 28a<sup>2</sup>, «Première union du séminaire de Québec avec le Séminaire des Missions Étrangères de Paris», in : Provost, *op. cit.*, pp. 22-25.

3月に宣教会理事は、ケベック神学校設立当初から校長職に就いていたアンリ・ド・ヴェルニエルに合同協定後も校長職を継続させる<sup>77)</sup>。その後1721年まで校長職はヴェルニエルとルイ＝アンゴ・ド・メズレが交代で務める<sup>78)</sup>。宣教会におけるパリ本部神学校とケベック神学校との合同は、七年戦争後にフランス領カナダ植民地がイギリスに割譲された後の1764年まで続く。ところで、1668年10月には小神学校が設置され、そこではカナダ植民地の子供を教育して、その中から聖職志願者を見出すことが目指される。この小神学校の校長には、1668年から1692年までルイ＝アンゴ・ド・メズレ、1692年から1705年までピエール・ポケが就任する。ところで、この小神学校は、アユタヤの神学校と異なり、先住民、特にヒューロン族の子弟を入植フランス人と共に教育した。例えば、1668年には12名の生徒が確認されるが、そのうち6名が先住民である<sup>79)</sup>。

ローマ代理人については<sup>80)</sup>、デフォンテヌ、ド・カバンヌの先駆的活動に引き続き、1670年代からパリ外国宣教会の会員の中からエティエンヌ・パリュ、ルイ・ケムネが断続的に就任し、1695年のニコラ・シャルモ以降継続した役職となる<sup>81)</sup>。

ここまで17世紀における宣教会の主要人事を検討してきた。そこで彼らを宗教的な養成経験の側面から整理し直すと一つの事実を見出すことができる。すなわち、1660年代から70年代に宣教会の活動を指導する立場にあった複数の聖職者が、宣教会の成立以前にパリの「良友会」(Les Bons Amis) と呼ばれるイエズス会学院(コレージュ)内部のエリート学生による秘密結社において、イエズ

77) Archives du Séminaire de Québec, Séminaire 1, no. 10<sup>1</sup>, «Nomination du premier supérieur du Séminaire de Québec», in : *Ibid.*, pp. 25-26.

78) *Ibid.*, pp. 416-417.

79) Archives du Séminaire de Québec, Manuscrit 2, Annales du Petit Séminaire, pp.1s<sup>1</sup>, «Ouverture du petit Séminaire», in : *Ibid.*, pp. 39-41. この史料の中に、1668年における学生の一覧表が含まれる。

80) 坂野「17世紀中葉におけるカトリック宣教戦略の再編」, 69-70頁。

81) 17世紀後半にパリ外国宣教会のローマ代理人を断続的に務めた人物は、会員外ではデフォンテヌ(1680-81)、ド・カバンヌ(1687)で、会員は、エティエンヌ・パリュ(1674-79)、シャルル・セヴァン(1689)、ルイ・ケムネ(1692)である。Moussay/Appavou, *op. cit.*, p. 602.

ス会士ジャン・バゴを指導者として霊的鍛錬を積んだ同輩である。すなわち、1658年から1660年に派遣された4名の代理区長、宣教会理事であるミシェル・ガジルやヴァンサン・ド・ムル、代理区長と共にカナダ植民地へ渡ったジャン・デュドゥイヤルイ＝アンゴ・ド・メズレがこの範疇に属する。このことは、彼らが世界規模での活動を展開する一方、宣教会の霊性や創設理念を共有したことを示す。しかし、1680年代に宣教会内部でアユタヤ神学校の宣教師に対する宗派的逸脱の批判が生まれたことは、宣教会の霊的一体性の弛緩を示唆する。

最後にパリ本部神学校の聖職者を検討するが、彼らは大きく三つの類型に分類でき、それは、理事・連携会員・滞在聖職者である<sup>82)</sup>。

まず理事について検討する。本稿末尾に掲載した理事の一覧表によると、17世紀に理事を務めた聖職者は合計25名である。そのうち10名がパリ大学神学部の博士号を取得している<sup>83)</sup>。ところで、理事が宣教経験を有するか否かは、宣教会の現地に対する理解や方針の決定に影響を与える。パリ本部神学校が設立された直後の1660年代前半の理事は、宣教会の活動がその端緒を開いたばかりで海外宣教に従事した経験をもつ者は皆無であった。そして、1670年までに理事に就任した聖職者のうち、フランス国内において宣教活動に参加したのは、ヴァンサン・ド・ムルとルイ・エリソン＝デポルトのみである。しかし、1670年代後半から海外宣教を経験した理事は急増する。すなわち、1670年代以降理事に就任した12名のうち、4名が海外宣教に従事した経験をもつ。その内訳は、2名がシャム、1名がトンキン、残り1名がカナダ植民地である。反対に、理事に就任してから海外宣教に出発する聖職者も2名存在し、1名はカナダ植民地に渡航し、

82) 17世紀における本部神学校の役職者は全て理事の中から選ばれるため、彼らは理事の類型に属する。

83) すなわち、アルマン・ボワトゥヴァン、ミシェル・ガジル、ヴァンサン・ド・ムル、フランソワ・ブザル、ジャック・デュフレヌ、アントワヌ・コルネ、ピエール・ド・ボンヌ、ピエール・デュシェヌ、ルイ・ミロン、サロモン・プリウである。博士号取得者について以下を参照。Sy, *op. cit.*, p. 182, p. 188; Moussay/Appavou, *op. cit.*, pp. 53-54; p. 56; J. Grès-Gayer, *Le Gallicanisme de Sorbonne: Chroniques de la Faculté Théologique de Paris (1657-1688)*, Paris, 2002, p. 495; Id., *D'un jansénisme à l'autre : Chroniques de Sorbonne 1696-1713*, Paris, 2007, p. 479.

もう 1 名はシャムに渡航するが到着直後に死亡する。

次に滞在聖職者とは、本部神学校に一時滞在する聖職者を指す。その動機は複数存在し、在籍司教区の問題を処理するため、パリに滞在する者が利用する一方、黙想をはじめとする霊的实践を目的に滞在する聖職者もいる<sup>84)</sup>。またスコットランド人聖職者をはじめとする外国人もパリ本部神学校に滞在する<sup>85)</sup>。

最後の類型が連携会員である。この名称は、規約などで組織の正式名として採用されてきたものではなく、史料の中に登場する呼称である。その定義について、シは理事に就任する者もいるが、本部神学校の役職者には就任しない会員とし、この集団は 1677 年までしか登場しないと主張する<sup>86)</sup>。しかし、先に検討した 1680 年代後半の会則計画にも連携会員に関する条項は存在し、その中で彼らは私有財産の保持が認められている<sup>87)</sup>。それゆえ、宣教会の一般会員と連携会員との差異は、清貧に関する立願の有無に現れる。ところで、シが調査した 1670 年代までの連携会員（19 名）を検討すると、以下のような特徴を見出せる。まず、彼らの中にはパリ大学神学部の在學生・卒業生および博士号取得者が複数含まれており、特に 6 名は博士号取得者である。次にこの集団は宣教会の創設期に会の指導的立場にあった。なぜなら、彼らの中から 1668 年、1670 年、1679 年に合計 6 名が理事に就任している<sup>88)</sup>。各個人の軌跡から理事就任の理由を探ることは困難であるが、博士号をもつ知識層、宣教経験をもつ宣教師であった彼らの存在は、連携会員が本部神学校の役職者に就任せずとも宣教会の指導的立場にあったことを示す。

他方、J・バージンによる 17 世紀フランスの司教団に関する人物研究は、本部神学校に滞在した連携会員が 1677 年以後も存在したこと、及び彼らの中の複数

84) Sy, *op. cit.*, p. 189.

85) 坂野「17 世紀中葉におけるカトリック宣教戦略の再編」, 74-76 頁。

86) Sy, *op. cit.*, p. 188.

87) Art. 9 du 《Projet de Règlement》.

88) Sy, *op. cit.*, p. 188, p. 194.

の人物が後に司教に就任する事実を明らかにする<sup>89)</sup>。ここでは、特に宣教会との関係を整理したい。

第一の事例はドニ＝フランソワ・ブティエ・ド・シャビニで、彼は1697年から1718年にかけてトロワ司教、1718年から1730年にはサンス司教を務めた人物である。彼の属するブティエ家は17世紀前半にリシュリュの庇護の下にあった貴族家系で、彼自身は1665年にパリで生まれた。その後パリ大学神学部に学び、1692年に神学博士号取得と同時に司祭に叙階される。ところで、1680年代の宣教会史料の中に彼の名前が本部神学校に居住する人物として登場する。それゆえ、彼は宣教会の本部神学校に寄宿しながら、パリ大学神学部での勉学を続けたと考えられる<sup>90)</sup>。

第二の事例はルイ・ミロンで、彼は1693年から1743年までコンドン司教を務めた。ミロン家はトゥール都市官僚の家系であり、トゥールにおける官職保有者 (officiers)・総括徴税請負人 (fermiers généraux)・財務取扱人 (financiers) の血縁関係を通じて、篤信家系であるボノ家やパリュ家と結合関係を持ち、その結果ミロン家と宣教会との関係が生じることになる。なぜなら、ルイ・ミロンの母親の家系が代理区長フランソワ・パリュの属するパリュ家であり、宣教会の先駆的活動に貢献したミラミオン夫人はボノ家出身だからである<sup>91)</sup>。ところで、ルイ・ミロンは1655年にブルジュで生まれ、パリ大学で哲学と神学を修める。1683年司祭に叙階され、1685年に神学博士の学位を取得する。正確な時期は不明であるが、おそらく1670年代後半から1680年代前半に、叔父にあたるフランソワ・パリュの影響で宣教会の連携会員となる。さらに、1688年には同会理事に就任する。他方、社会的な活動として、彼は1680年代にフランソワ・フェヌロンと親交を深め、両者はフランス西部でフランス改革派信徒のカトリックへの改宗運動を牽引する。さらに、ルイ・ミロンは、フェヌロンの後継者としてカトリック

89) Bergin, *Crown, Church, and Episcopate under Louis XIV*, New Haven & London, 2004, p. 107.

90) *Ibid.*, pp. 387-388.

91) 他にもボノ家は、ルイ13世期にマルセイユ司教を務めたゴ兄弟も輩出している。他方、ミロン家の子弟からは複数のイエズス会士が誕生している。

に改宗したばかりの新カトリック教徒の信仰保持に尽力し、宮廷内部ではマントノン夫人とも親交を保つ<sup>92)</sup>。

第三の事例はアントワヌ・ジラルで、1698 年から 1702 年までポワティエ司教を務めた。彼の出身家系はオヴェルニュ地方の貴族であり、彼の父はクレルモン租税法院評定官 (conseiller à la Cour des aides à Clermont) として反イエズス会・親ポール・ロワヤル運動の立場を表明する。アントワヌ自身は 1656 年にクレルモンに生まれ、1670 年代にパリ大学神学部に学び 1680 年に神学博士を取得すると同時に司祭に叙階される。その後、親交のあったボシユエとの関係で、ルイ 14 世庶子の家庭教師を務めている。1690 年代に宣教会のパリ本部神学校に居住し、連携会員となる。それ以前のアントワヌ・ジラルと宣教会との関係は不明であるが、連携会員となった後には、フェヌロンとルイ・ミロンから引き継いで新カトリック信徒の信仰維持活動を指導し、マントノン夫人とも親交を保っていたことを考慮するならば、ルイ・ミロンによる斡旋で宣教会の連携会員になった可能性も高い<sup>93)</sup>。

第四の事例はアンリ・ル・ピルルで、彼は 1711 年から 1715 年までサントの司教を務める。彼の家系はパリ会計院 (Chambre des comptes de Paris) の傍聴官 (auditeur) を務める家系で、彼の父ジャン・ル・ピルルはパリ会計院の監督官 (directeur) および王室財務官 (commissaire des finances) を務めた。彼自身は 1650 年にパリで生まれ、パリ大学神学部に在学中、宣教会のパリ本部神学校に滞在する。その後、1683 年に司祭に叙階される<sup>94)</sup>。

第五の事例はフランソワ・ベルジェ・ド・マリソルで、彼は 1706 年から 1738 年にかけてガブの司教を務める。彼は 1668 年にヴィエンヌで生まれ、1695 年に神学博士号取得と同時に司祭に叙階される。それ以前の数年間、宣教会のパリ本部神学校に寄宿している。彼は司教在職中には、ジャンセニスム運動に反対する

92) *Ibid.*, pp. 455-456.

93) *Ibid.*, p. 420.

94) *Ibid.*, p. 443.

立場をとる司教であった<sup>95)</sup>。

第六の事例はジャン＝エルヴェ・バザン・ド・フラマンヴィルで、彼は1695年から1721年までペルピニャン司教職を務める。彼はノルマンディ地方のコタントン半島北部の貴族家系に1660年に生まれる。その後、勉学を修めるためにパリに上京し、1682年にサン＝シュルピス会に入会する。翌1683年以降、小教区司牧に参加する一方、この時期に宣教会の連携会員となる。その後、1687年に司祭に叙階されると同時に、アンジェ司教代理に就任し、そこで聖職者の養成事業に携わる<sup>96)</sup>。

第七の事例はフランソワ・ブルエ・ド・カミで、彼は1705年から21年までトゥール Toul で、その後1723年にトゥール Tours で司教に就任する。彼の出身家系であるブルエ家は16世紀以来、ノルマンディ地方カンの官職保有者であり、司教の祖父にあたるピエール・ブルエはカン徴税管区のタイヌ税管理官として社会生活を送る一方で、ジャン・ウド、ジャン・ド・ベルニエル、ガストン・ド・ランティに代表されるノルマンディ篤信運動に貢献を果たし、特にウドの初期の宣教活動に資金提供を行っている<sup>97)</sup>。ところで、司教自身は1664年に生まれ、パリで勉学を修め、1692年にパリ大学神学部で神学博士号取得と同時に司祭に叙階される。この間、1683年から2年間サン＝シュルピス会に入会し、その後宣教会の本部神学校の連携会員となる。この経歴は、ペルピニャン司教となったバザンのものと合致する。ちなみに両者はサン＝シュルピス会に同年に入会している<sup>98)</sup>。

最後の事例はミシェル・ポンセ・ド・ラ・リヴィエルで、彼は1678年から1728年までウゼス司教を務める。彼は1638年にパリに生まれ、パリ大学神学部で学び、1675年に司祭に叙階され、翌1676年に神学博士の学位を取得する。彼

---

95) *Ibid.*, pp. 381-382.

96) *Ibid.*, p. 376.

97) 司教の叔父にあたるジャン＝ジャック・ブルエは1680年にウド会総長に就任し、彼は甥のフランソワ・ブルエをサン＝シュルピス会総長のルイ・トロンソンに紹介する。

98) *Ibid.*, pp. 383-384.

はこれ以前の時期に靈的修養のために宣教会の本部神学校に滞在している<sup>99)</sup>。

以上 8 名の人物誌を検討して分かる特徴は以下の通りである。彼らが宣教会の本部神学校で連携会員となった経緯は、大きく三つ存在する。

まず初めに、パリ大学神学部で学び神学博士の学位号を取得する、もしくは在学中に靈性修養のために寄宿する場合で、ドニ＝フランソワ・ブティエ、アンリ・ド・ピルル、フランソワ・ベルジェ、ミシェル・ボンセが該当する。

次に、パリ大学神学部で学ぶにせよ教区の司牧活動に従事するにせよ、宣教会の連携会員になる以前に、オリエが創設した司祭会であるサン＝シュルピス会に入会している場合で、ジャン＝エルヴェ・バザンとフランソワ・ブルエが該当する。ところで宣教会の宣教師、特にカナダ植民地からアジア方面へ宣教先を変更する宣教師の場合、サン＝シュルピス会から宣教会へ移動してくる人物が複数存在したが、本部神学校に居住する聖職者は彼らの行動と共時性をもつ<sup>100)</sup>。この事

99) *Ibid.*, p. 466.

100) この事例に該当する宣教師は 3 名確認できる。まずフランソワ・ルフェーブルは、フランスでサン＝シュルピス会に入会後、1672 年にカナダ植民地に渡り宣教活動を始める。1676 年にはモンレアルのサン＝シュルピス会修道院の長上を務め、その後 1678 年に帰国し、1680 年に宣教会に入会、翌 1681 年にアジアへ向け出発し、代理区長パリユに従って活動するも、彼の死後 1685 年に宣教会を脱会する。その後、本国に帰国し、パリのサン＝ヴィクトル修道院で隠修生活を送りながら余生を過ごす。次にルイ・シャンピオン・ド・シセは、1672 年にフランスでサン＝シュルピス会に入会後、カナダ植民地に渡り宣教活動を従事したが、1682 年にこの修道会を去り、同年に宣教会に入会する。広東を中心に中国で宣教活動に従事し、1700 年にはシャム代理区長に就任する。その後、アユタヤで 1727 年に死去するまで、この地にとどまり司牧・教育活動に取り組む。最後のフランソワ・ド・モンティニは、1687 年にフランスでサン＝シュルピス会に入会後、1692 年にケベックに到着し、カナダ植民地で活動を開始する。特に 1698 年から 99 年にかけて、ミシッピー河流域の探検および宣教活動を実施した。その後 1701 年頃本国に帰還し、パリ本部神学校での短い滞在を経て、1701 年から中国宣教に旅立つ。その後、1708 年まで中国各地で宣教活動に従事し、1709 年に帰国する。さらに、1711 年には宣教会の理事に就任し、1714 年にはローマ代理人を務める。N. Baillargeon, article «François de Montigny», in : Brown/ Hayne/ Halpenny (ed.), *Dictionary of Canadian Biography*, tome III, Toronto, 1974, pp. 469-470 ; D. Deslandres, «Les Sulpiciens et les communautés religieuses de Montréal», in: Deslandres/Dickinson/Hubert (dir.), *Les Sulpiciens de Montréal*, Louiseville, 2007, p. 308 ; Moussay/Appavou, *op. cit.*, p. 61; p. 63; p. 67.

実は二つの現象から説明できる。一つはブルエ家のもつサン＝シュルピス会との人脈である。もう一つは、1670年代から80年代にかけて、この二つの司祭会の聖職者が個人的動機に基づき移動する。なぜなら、1670年代に、宣教地の代理区長が宣教会とサン＝シュルピス会との合併を模索するが、本部神学校の理事とサン・シュルピス会双方からの反対でその計画は頓挫したからである<sup>101)</sup>。

最後の経緯が血縁関係で連携会員となる場合で、これにはルイ・ミロンが該当する。そして、これら三つの経緯はそれぞれ独立したのではなく、相互に関連する。

さらに宣教会滞在の経験が司教に及ぼした影響も検討する必要がある。この問題に直接解答を与えるのは難しいが、示唆的な素材を提供してくれるのがルイ・ミロンとアントワヌ・ジラルである。まず、ルイ・ミロンは1688年に宣教会理事に就任しており、直接的に宣教会による活動の方向性に影響を及ぼす。次にこの二人の聖職者は、宣教会の連携会員となった後に西フランスでのフランス改革派信徒のカトリック改宗運動に参加する。そして、彼らが司教となったコンドンとポワティエ両司教区は共に国内で改革派信徒人口が多い地方に位置しており<sup>102)</sup>、彼らの経験が司教区内における改宗運動や新カトリック信徒の信仰維持に貢献した。他方、彼らはヴェルサイユ宮廷、特にマントノン夫人との親交を保っており、1680年代にマントノン夫人と宣教会幹部との間に存在した人脈の一翼を担う。

ここまでパリ本部神学校に居住・滞在した聖職者と神学生を考察した結果、本部神学校は確かに宣教会の活動の方針や戦略を構築する拠点であると同時に、北

101) J. -P. Lenfant, «La Société des Missions Étrangères et la Compagnie de Saint-Sulpice au XVII<sup>e</sup> siècle», *Bulletin de Saint-Sulpice*, no. 8, 1991, p. 117; G. Reithinger, «Fondation du Séminaire de Paris», in : Launay/ Moussay (dir.), *op. cit.*, p. 69.

102) P・ベネディクトの試算によると、1660年から1670年におけるフランス国内の改革派信徒の総人口が796,900人で、コンドン司教区が位置する低ギュイエンヌ地方とポワティエ司教区が位置するポワトゥ地方の信徒数は、それぞれ97,000人と77,500人である。

P. Benedict, *The Huguenot Population of France, 1600-1685: The Demographic Fate and Customs of a Religious Minority*, Philadelphia, 1991, p. 10.

米大陸やアジアでの宣教経験を持つ宣教師、サン＝シュルピス会出身者をはじめとするフランス篤信家運動の一翼を担う聖職者、改革派信徒へのカトリック改宗運動に参加する聖職者が併存する。他方で、この聖職者団の中にマントノン夫人をはじめとする宮廷内部と人脈を通じる者や司教となる人物も含まれていた。したがって、本部神学校内部にこうした集団を滞在させることは、この宣教団体が1660年代初頭に聖体会（Compagnie du Saint-Sacrement）解散により失った篤信家の支持基盤を回復する契機となる<sup>103)</sup>。その結果、パリ本部神学校は、フランス内外から情報やヒトが集まる結節点の性格をもつ。宣教会の研究史の中では、理事と役職者を除く本部神学校の聖職者は宣教活動に直接関与しない人材として看過されてきたが、彼らは組織の中で枢要な構成要素の一部をなす。

## 結論

本稿の課題は宣教会組織の内部における編成原理を解明することであり、本稿の考察を通じて、この組織が三つの条件の下に成り立っていることが分かったので、ここで再構成したい。

まず宣教会は修道会の類型としては無誓願司祭会に属する。しかし、他のフランスの修道会組織とは異なり、この団体の裁治権はパリ大司教（設立当初はサン＝ジェルマン＝デ＝ブレ大修道院）と宣教地の代理区長とに明確に区分される。他方、代理区長が理事職の機能を保有することが、教会制度上の管轄を越えた団体としての結合を保証する。これが第一の条件である。第二の条件として、宣教会は広域的な組織網を維持するために、パリ本部神学校を核とする資金の配分、情報の収集と分析を体系化する。同時に、宣教会の主要な役職（パリ本部の理事・代理区長）を「良友会」出身者が占めることにより、この組織は精神的な団結を実現する。第三の条件がパリ本部神学校のもつ社会的機能である。すなわち海外宣教事業以外の活動に従事する聖職者の存在が、この宣教団体を組織の外部

103) 聖体会は宣教会創立の母体となったが1661年にフランス王権によりその活動を禁止される。聖体会については以下の文献を参照。Tallon, *La Compagnie du Saint-Sacrement (1629-1667), spiritualité et société*, Paris, 1990.

と結びつける。その結果、この団体は王国政府やフランス・カトリック教会内部で支援者を獲得し、持続的な活動基盤を形成する。

最後に本稿のもつ限界を指摘すれば、それは分析が17世紀の宣教会成立期に限られていることである。18世紀以後の宣教会の編成原理は、当該時期に用いられた「会則」をはじめとする別の史料を調査しなければならない。この点については今後の課題としたい。

\* 本稿は、2011年11月に東京大学大学院人文社会系研究科に提出した博士論文「17世紀フランスにおける篤信家とパリ外国宣教会の成立」の一部に加筆修正をほどこしたものである。

[表] 17世紀におけるパリ外国宣教会の理事一覧表

氏名	理事就任年	博士号取得	宣教経歴	宣教地域	連携会員	備考
Armand Poitevin	1663	*				サン = ホス小教区司祭
Michel Gazil	1663	*				
Vincent de Meur	1664	*	国内			
François Besard	1664	*				
Luc Fermanel	1664					
Nicolas Lambert de la Boissière	1664					アジア方面へ出発し現地で死亡
Laurent de Brisacier	1668					
Jacques Duffresne	1668	*		カイエンス	*	
Louis Hérisson-Desportes	1670		*		*	
Alexandre du Fresne	1670					
Robert Marie d'Eu	1670				*	
Antoine Cornet	1670	*				
Louis Barât	1673					
Jacques de Brisacier	1675以前					
Pierre Chomel	1676頃					
Pierre de Pons	1677	*				サン = マリ・ド・ラクロワ大修道院長
Pierre Duchesne	1677	*	*	シャム(1678-)		
Etienne Pallu	1679				*	シャムのアユタヤに到着後死亡(1687)
Jean Dudouyt	1679		*	カナダ(1662-)	*	
Charles Sevin	1680頃		*	シャム(1670-)		
Louis Tiberge	1681					
Louis Milon	1688	*	国内		*	コンドン司教(1693)
Salomon Prioux	1690	*				
Le Feuvre	1690					
Henri Tremblay	1694頃		*	カナダ(1687-)		
Gabriel Delavigne	1697以前?		*	トンキン(1681)		